

表5 法第14条及び第14条の2に基づく処分の状況（令和5年度）

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
R5	兵庫県知事	R5. 5. 11	戒告	・ 行政書士でも自らの補助者でもない者に対し、自らの名義を使用し書類作成することを許可していたため、行政書士でも自らの補助者でもない者が一切の業務を行っている状態が長期間にわたり継続していた。
	茨城県知事	R5. 6. 8	業務の停止（15日）	・ 依頼者から受任した生活保護申請の業務について、当該者から返金を求められたにもかかわらず、虚偽の説明を行い、返金に応じなかった。また、別の依頼者から受任した生活保護申請の業務について、当該業務の進捗に関する問合せ等があったにもかかわらず、当該者への連絡を怠った。これらのことは、行政書士の信用又は品位を害するものであり、行政書士法第10条に違反する。 ・ 業務に関する帳簿に、依頼者の住所を記載しなかった。このことは、行政書士法第9条第1項に違反する。 ・ 依頼者から報酬を受け取ったにもかかわらず、領収証を作成しなかった。このことは、行政書士法施行規則第10条に違反する。 ※ 確知した契機：法第14条の3第1項による措置要求
	千葉県知事	R5. 7. 19	業務の停止（14日）	・ 受任した行政書士の業務に使用する目的以外の目的（登記申請書を作成する目的又は相続関係書類を収集する目的）で、行政書士の職務上請求書を使用し、戸籍謄本等及び住民票の写し等の交付請求を9件行った。
	大分県知事	R5. 10. 12	業務の停止（15日）	・ 補助者届出を行っていないにも関わらず事務所の事務員に行政書士補助者としての業務を行わせていた ・ 建設業許可申請を県に行わず、偽造した建設業許可通知の写しを依頼元に交付した ※ 確知した契機：行政書士本人からの申告
	岡山県知事	R5. 11. 29	業務の停止（3月）	・ 受任した職務を遂行するために必要でないにもかかわらず、職務上請求書を使用して戸籍謄本等を請求し、これの交付を受けた。 ・ このことは、行政書士法第10条及び第13条の規定に違反する。
	三重県知事	R5. 11. 30	戒告	・ 業務に関する帳簿を備えていなかった。（行政書士法第9条第1項に違反） ※ 確知した契機：法第14条の3第1項による措置要求
	三重県知事	R5. 12. 1	業務の停止（1月）	・ 被処分者の行政書士事務所の従業員が、補助金交付申請書の添付資料である契約書、見積書及び領収書について、契約の実態と無関係の第三者の名称を記載し、当該第三者に係る書類の写しから印影の写しを流用して、当該第三者の同意を得ずに作成した。被処分者は、当該従業員に対する指導及び監督を怠り、上記補助金交付申請書等を行政機関に提出したこと。（行政書士法第10条及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第6条第1項に違反） ・ 帳簿及びその関係書類（帳簿閉鎖の時から2年間分）が保存されていなかったこと。（行政書士法第9条第2項に違反） ・ 依頼人から報酬を受けたときに、正副二通の領収書を作成し、正本には記名・職印を押して当該依頼人に交付し、副本は作成の日から五年間保存しなければならないところ、少なくとも令和元年11月以降、これらを怠ったこと。（行政書士法施行規則第10条に違反） ・ 行政書士法施行規則第5条第2項の規定による補助者の届出をしていない従業員に、上記の補助金交付申請書等の作成の業務をさせたこと。（行政書士法施行規則第5条に違反） ※ 確知した契機：法第14条の3第1項による措置要求

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
R5	富山県知事	R5. 12. 19	戒告	・ 他士業（社会保険労務士）の業務において偽造した書類を添付して申請書を提出した。 ・ 当該行為の態様が行政書士法第14条に定める「行政書士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為の禁止を定めている行政書士法第10条の規定に違反しているため当該処分を行った。 ※ 確知した契機：法第14条の3第1項による措置請求及び第17条第2項による報告
	大阪府知事	R5. 12. 26	業務の停止（2月）	・ 司法書士会に入会している司法書士ではなく、かつ法定の除外事由がないにもかかわらず、業として、依頼人からの依頼を受けて、4回にわたり、株式会社設立等に係る登記申請書を作成し、法務局又は地方法務局に提出し、司法書士業務を行った。このことにより、簡易裁判所から司法書士法違反で罰金の略式命令を受けた。 ・ さらに、上記のほか、約2年間、少なくとも68回にわたり、株式会社設立等に係る登記申請書を作成し、法務局又は地方法務局に提出し、司法書士業務を行った。これらの事実は、行政書士法第1条の2第2項及び第10条に違反するものである。 ※ 確知した契機：法14条の3第1項による措置要求
	宮城県知事	R6. 1. 31	業務の停止（2月）	・ 虚偽の工事経歴書を作成したことにより、建設業法違反として罰金30万円の略式命令が出された行政書士について、その虚偽の工事経歴書の作成が「行政書士の信用又は品位を害するような行為」に該当するため行政書士法第10条の規定に違反し、また、「法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはならない」と定める行政書士法施行規則第9条第1項の規定に違反するため。
	埼玉県知事	R6. 3. 8	業務の停止（3月）	・ 行政書士の職務上請求書（業務上必要となる戸籍謄本・住民票の写し等を取得するために使用する用紙）について、業務外で3枚使用した。また、使用した3枚のうち2枚について、依頼者の氏名欄に、虚偽の記載を行った。 ・ 業務上知り得た秘密である個人の携帯電話番号を本人の了解を得ることなく、第三者に伝えた。 ・ 社会保険労務士の資格・登録を有しないにもかかわらず、社会保険労務士しか許されていない時間外・休日労働に関する協定書の作成等の業務を、5件行った。 ・ 業務に関する帳簿への記載において、事件の記載が漏れているものが5件、事件の請求額に誤りがあるものが7件あった。 ・ 作成した書類に記名及び職印の押印をしていなかった。 ・ 以上のことは、法第14条（行政書士に対する懲戒）の規定に該当するため。 ※ 確知した契機：法第17条第2項による報告
	東京都知事	R6. 3. 28	業務の禁止	・ 被処分者は、平成23年7月29日に東京都行政書士会から購入した「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」（以下「職務上請求書」という。）1冊（50枚）について、購入時に提出した東京都行政書士会の規則で定める誓約書に反して、平成23年8月末頃にそのすべてを第三者に譲渡した。 このことは、職務上請求書の第三者への譲渡等を禁止した、日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第10条及び法第13条（会則の遵守義務）の規定に違反するとともに、法第14条（重大な非行）の規定に該当する。 ・ 被処分者は、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第11条に定めた業務上使用する職印について、上記(1)の職務上請求書と合わせて、第三者に譲渡した。このことは、法第14条（重大な非行）の規定に該当する。 ・ 被処分者は、法第6条第1項に基づき登録を受けている事務所所在地に事務所の実態がない。このことは、法第8条第1項（事務所）の規定に違反する。